



# 週刊 税のしるべ

第3593号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2024年

## 主な記事

- 振込等が多頻度な場合のインボイス 2面
- 税務CGの実施状況等を公表 2面
- 上乗せ要件以上の賃上げが大多数 3面
- 4月から相続登記の申請義務化 4面

# 定額減税の調整給付 今夏以降に開始

## 7月に書類発送予定の自治体も

### Q&Aには調整給付額の算出例

未定となっていた定額減税をしきれない者に対して減税額に満たない部分を補足するために各自治体が給付する「調整給付」のおおよその開始時期が明らかになった。内閣府・内閣官房が2月21日に改訂した定額減税を補足する給付金等に係る自治体職員向けQ&Aによると、今年夏以降が目途と見込む。すでに7月上旬や中旬に調整給付に必要な給付同意・振込口座の確認書（扶養親族数の確認も含む、要返送）の発送を予定と公表している自治体もあり、これら自治体では、返送された確認書の受付後順次や8月ごろから給付を始めるとしている。

調整給付は、納税義務者との6年務者と配偶者を含めた分推計所得税額または扶養親族（国外居住者を除く）に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把

### 調整給付の額の算出例（扶養親族なしのケース）

	所得税	個人住民税所得割
定額減税可能額	30,000円	10,000円
税額（定額減税前）	0円	4,500円
定額減税実施額	0円	4,500円

### 【調整給付額の算出】

- ① 所得税分 定額減税可能額 - 税額 = 30,000円  
控除不足額 (30,000円) (0円)
- ② 個人住民税所得割 定額減税可能額 - 税額 = 5,500円  
額分控除不足額 (10,000円) (4,500円)
- ①+② = 35,500円
- 上記を1万円単位で切り上げ = 40,000円

定した額を支給する。6年分推計所得税額には5年分所得税額を用

い、調整給付を担う自治体が5年分所得税額を把握できない場合は、国が示す「推計所得税額等算定ツール」等を用いて推計する。調整給付は、個人住民税を課税する自治体が給付主体となる。同Q&Aによると、調整給付の事務を担う自治体が調整給付額算定等の事務処理を進める目安となる日を示す事務処理基準日は、6年6月3日を目安として設定するとしており、これにしがた調整給付の開始は基本的にその後の今年夏以降が目途になると見込んだ。また、改訂されたQ&Aでは、調整給付額の具体的な算出例も示されている（表参照）。この場合は「所得税額なし（0円）」、「個人住民税所得割額あり（4500円）」のケースとなっているが、所得税額と個人住民税所得割のいずれか一方が課税（0円超）の場合であり、定額減税の対象であれば、調整給付は「税額なし（0円）」の税目でも控除不足額を算出し、減税対象人数1人につき4万円（所得税3万円十個人住民税1万円）を基礎として取り扱うとしている。

また、調整給付の支給後に税の修正申告等が生じ、5年分所得税額や6年分個人住民税額に変更が生じることがあり得る。その際の対応としては原則、過給付となった場合の返還は求めず、不足額が生じた場合のみ不足額給付を支給することとした。

### 定額減税の影響で地方税収が減少に

6年度

総務省がこのほど国会に提出した地方財政計画によると、令和6年度の地方税（道府県民税、市町村民税）の収入は5年度見込額より1422億円少ない2兆7329億円となる見込みだ。定額減税の実施により個人住民税が9000億円超減少することが響く。ただ、定額減税による個人住民税の減収は、地方特例交付金により全額国費によって補填されることになっており、定額減税の影響を除けば、5年度見込額を上回ることになる。



## サッカー協会の佐々木氏がスマホ申告を体験

公益財団法人日本サッカー協会の佐々木剛夫女子委員長（元女子日本代表監督）は2月26日、国税庁でスマホによるe-Tax申告を体験した。24日にサウジアラビアで行われたサッカー女子パリ五輪アジア最終予選第1戦の北朝鮮戦から帰国したばかりの佐々木委員長は、真剣な面持ちで、サクサクとスマホを操作し写真。医療費控除などの適用を受けるサラリーマンの設定で、マイナンバーカードをスマホで読み込んだ後、マイナンバー連携を利用して源泉徴収情報、医療費通知情報などを取得し、無事に還付申告書を作成した。佐々木委員長は、「僕はアナログタイプなので、適任かなと思いましたが」と笑顔で感想を語り、「1回スマホ申告をすれば、2回、3回……と継続できると思いますので積極的にトライすべし。マイナンバーカードもあるので、しっかり活用していきたい」と一人の国民としてもつた「ないと感じました」とPRした。2日後のパリ五輪への切符をかけた国立競技場での第2戦に向け、「彼女たちの力、池田監督の采配も含めた中で、しっかりとみなさんにパリ五輪を確定申告してもらえと思う」と意気込みを語っていた佐々木委員長。見事、なでしこジャパンは勝利し、パリ五輪出場権を獲得した。

**整理・保存は情報活用の第一歩!**

**「税のしるべ」専用ファイル**

◇本紙3ヵ月分の綴込みが可能です。

◇定価 880円(税込) 送料実費

TEL 03 (3829) 4141(代)

FAX 03 (3829) 4001

小野 徹 編 ▼A5判・720頁・定価3740円(税込)

**令和6年版 土地評価の実務**

相続税贈与税においてその課税財産の多くを占める土地等の評価は不動産関連の専門的知識等を必要とすることもあり複雑で難解であるといわれます。本書は、土地等の評価実務について、イラストなどを織り込んだ多数の質疑応答や設例により計算方法等が容易に理解できるように編集した評価実務のスタンダードな基本書です。今版は、改正された区分所有マンションの評価について分かりやすく解説。

森口祥司 編著 ▼A5判・1360頁・定価5830円(税込)

**令和6年版 国税徴収法基本通達逐条解説**

国税徴収法基本通達の前項目について、制定趣旨、考え方、参考裁判例及び実務における留意事項等を逐条的に解説するとともに、近年における数多くの関係法令の改正を織り込み、精通者による解説を加えた実務担当者必携の書。質問検査権の対象範囲や物件の留置き手続の整備・滞納処分に関する調査手続の見直しなど、前版(令和3年3月刊)以降の改正項目を織り込んで改訂。

吉国二郎・荒井勇・志場喜徳郎 共編 ▼A5判・1430頁・定価7150円(税込)

**改訂 令和6年版 国税徴収法精解**

今井慶一郎・鈴木憲太郎・佐藤誠一郎・谷本雄一 共編 ▼A5判・1410頁・定価5830円(税込)

**令和6年版 所得税基本通達逐条解説**

甲斐裕也 編著 ▼A5判・1170頁・定価5610円(税込)

**令和6年版 相続税法基本通達逐条解説**

坂野上満 著 ▼A5判・250頁・定価2310円(税込)

**法人契約の生命保険で失敗しないためのポイント**

著者の経験上、独立して自分ですべてやらなければならないようになった時、どうしても分からないことが出てきたのが生命保険に関する税務でした。本書は、法人の生命保険の仕組みと処理について理解への早道となる一冊。また、生命保険という切り口から、企業会計や法人税をはじめとする主要な税目の根幹的な部分として保険料を支払うことが難しくなった場合の切り抜け方や社長の逝去に伴い会社を清算する場合のテクニックなども収録。

大蔵財務協会 編 ▼A5判・180頁・定価2640円(税込)

**令和5年4月6日 裁判事例集 第131集**

国税不服審判所が公表した令和5年4月から6月までの公表裁判事例を全て収録。※過去の裁判事例集(第64集〜第130集)連合パックナンバーを取り扱っていません。ご希望の方は、弊会にお問い合わせください。※年4回発行の為、定期購読(毎号とも定価の1割引送料サービス)をお勧めします。

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆

TEL 03 (3829) 4141(代) FAX 03 (3829) 4001

「国税速報」データベース「税のしるべ」電子版、アクセスは、次のアドレスで! <https://www.zaikeio.or.jp>



### 賃上げ促進税制

# 大多数が上乗せ要件以上の賃上げ

## 財務省の勉強会で効果の検証

法人税制について客観的なデータに基づき、その有効性等の検証を行う必要性が高まっていることを受けて、財務省主税局が開催している「法人税のEBPM (Evidence Based Policy Making) 証拠に基づき政策立案)に関する勉強会の公開情報で賃上げ促進税制の政策効果を検証する資料が公表されている。賃上げ促進税制は令和4年度に適用件数21万5294件、適用額5150億円と平成25年度の制度創設以来、最大の適用件数、適用額を記録した。資料では、4年度に同税制を適用した企業のうち、より高い賃上げを実現した場合に適用する上乗せ措置は法人で8割以上、中小法人では実に9割以上が要件を満たしていたことが明らかにされている。

現行(4年度も対象) 4%以上の増加で上乗せ措置が適用できる。と、大企業では継続雇用の給与総額の前年度比3%以上の増加で基本要件を満たし、同

4%以上の増加で上乗せ要件を満たす。4年度に同税制を適用した大企業のうち、増加率が3%以上4%未満だった企業が全体の17%だった一方、同4%以上5%未満が16%

同5%以上6%未満が14%で、6%以上も半数超の53%に上った。同税制を適用した中小企業でも増加率1.5%以上2%未満は全体の4%、2%以上2.5%未満も4%に過ぎず、2.5%以上が92%を占め、7%以上も67%に上った。

こうした結果を踏まえて、6年度税制改正(案)では、大企業向け(新設される中堅企業向けを除く)で、同業向けを除く)で、同業向けの適用に係る増加率の区分を現行の3%以上(基本控除率15%

%)、4%以上(同25%)の2区分から、3%以上(同10%)、4%以上(同15%)、5%以上(同20%)、7%以上(同25%)の4区分へと変更することとした。制度改正によって、より高い賃上げを促す。

他方、教育訓練費増徴が1円でも上乗せ要件を満たす)で上乗せ措置を適用していた中小法人で1割弱の適用にとどまったことも判明した。このうち、教育訓練費の増加に係るデータでは、前年度度税制改正では、大企業向け(中堅企業向けを含む)、中小企業向

増徴が1円でも上乗せ要件を満たす)で上乗せ措置を適用していた中小法人で1割弱の適用にとどまったことも判明した。このうち、教育訓練費の増加に係るデータでは、前年度度税制改正では、大企業向け(中堅企業向けを含む)、中小企業向

増徴が1円でも上乗せ要件を満たす)で上乗せ措置を適用していた中小法人で1割弱の適用にとどまったことも判明した。このうち、教育訓練費の増加に係るデータでは、前年度度税制改正では、大企業向け(中堅企業向けを含む)、中小企業向

増徴が1円でも上乗せ要件を満たす)で上乗せ措置を適用していた中小法人で1割弱の適用にとどまったことも判明した。このうち、教育訓練費の増加に係るデータでは、前年度度税制改正では、大企業向け(中堅企業向けを含む)、中小企業向

増徴が1円でも上乗せ要件を満たす)で上乗せ措置を適用していた中小法人で1割弱の適用にとどまったことも判明した。このうち、教育訓練費の増加に係るデータでは、前年度度税制改正では、大企業向け(中堅企業向けを含む)、中小企業向

増徴が1円でも上乗せ要件を満たす)で上乗せ措置を適用していた中小法人で1割弱の適用にとどまったことも判明した。このうち、教育訓練費の増加に係るデータでは、前年度度税制改正では、大企業向け(中堅企業向けを含む)、中小企業向

増徴が1円でも上乗せ要件を満たす)で上乗せ措置を適用していた中小法人で1割弱の適用にとどまったことも判明した。このうち、教育訓練費の増加に係るデータでは、前年度度税制改正では、大企業向け(中堅企業向けを含む)、中小企業向

増徴が1円でも上乗せ要件を満たす)で上乗せ措置を適用していた中小法人で1割弱の適用にとどまったことも判明した。このうち、教育訓練費の増加に係るデータでは、前年度度税制改正では、大企業向け(中堅企業向けを含む)、中小企業向

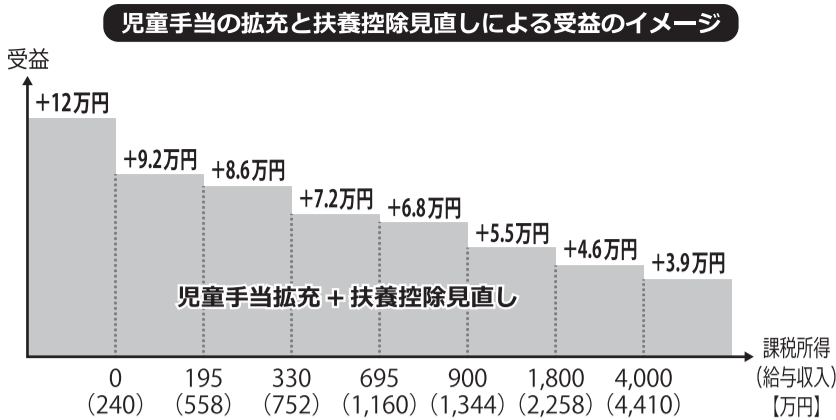
増徴が1円でも上乗せ要件を満たす)で上乗せ措置を適用していた中小法人で1割弱の適用にとどまったことも判明した。このうち、教育訓練費の増加に係るデータでは、前年度度税制改正では、大企業向け(中堅企業向けを含む)、中小企業向

増徴が1円でも上乗せ要件を満たす)で上乗せ措置を適用していた中小法人で1割弱の適用にとどまったことも判明した。このうち、教育訓練費の増加に係るデータでは、前年度度税制改正では、大企業向け(中堅企業向けを含む)、中小企業向

増徴が1円でも上乗せ要件を満たす)で上乗せ措置を適用していた中小法人で1割弱の適用にとどまったことも判明した。このうち、教育訓練費の増加に係るデータでは、前年度度税制改正では、大企業向け(中堅企業向けを含む)、中小企業向

増徴が1円でも上乗せ要件を満たす)で上乗せ措置を適用していた中小法人で1割弱の適用にとどまったことも判明した。このうち、教育訓練費の増加に係るデータでは、前年度度税制改正では、大企業向け(中堅企業向けを含む)、中小企業向

増徴が1円でも上乗せ要件を満たす)で上乗せ措置を適用していた中小法人で1割弱の適用にとどまったことも判明した。このうち、教育訓練費の増加に係るデータでは、前年度度税制改正では、大企業向け(中堅企業向けを含む)、中小企業向



※税制面での受益の金額は所得税・復興特別所得税・個人住民税の税額ベース。給与収入は夫婦片働き・子1人(高校生)の場合。

### 扶養控除見直しへ 府省会議を開催

大綱に「影響を受ける制度に対応必要」と記載

扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議が2月19日に開催された。令和6年度税制改正大綱において、扶養控除の見直しにより各府省の所管制度等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないように、各府省庁において影響を受ける所管制度等を

### 住宅等損害で合理的な計算方法示す

#### 能登半島地震 雑損控除等の情報を掲載

「令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律」(能登税特法)が2月21日に公布・施行(2月26日号2面参照)されたことを受けて、国税庁は2月22日、同庁ホームページに能登税特法や既存の雑損控除等に関する情報を掲載した。このうち、雑損控除の合理的な計算方法については、雑損控除の適用において能登半島地震により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額はその損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基礎として計算することとされているが、①住宅の主要構造部に損壊がある場合で、かつ、②損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合に利用できる合理的な計算方法について示している。

ともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなることを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除に引き上げ、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分(国税38万円、地方税33万円)に代えて、かつて高収入無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分(国税25万円、地方税12万円)を還元する。具体的には、住宅、家財それぞれ取得価額が明らかの場合と明らかでない場合の損失額や、車両の損失額の計算方法。なお、車両については、生活に通常必要な資産と認められる場合に雑損控除対象となり、生活に通常必要な資産と認められる場合に雑損控除対象となるかを判定表で確認できる。

## 信頼と確かな技術の総合建設業!!

ISO9001 JQA-QM7681 認証登録  
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

### 株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751  
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131  
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

<https://www.15mimura.co.jp>

## 北国津軽が育んだ、手造りのお酒

豊盃醸造元 三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1  
TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

# 相続登記の申請義務化をQ&A形式で確認

## 4月からスタート

### 義務化前に相続の不動産も対象

相続登記の申請義務化が近づいてきた。所有者が不明のまま放置されている土地が増加している問題を解決するため、これまで任意だった相続により取得した不動産の登記を令和6年4月1日から義務化するもの。ここでは、相続登記の申請義務化の内容、義務化前に相続した不動産も対象になるのか、いつまでに申請をすればいいのか、遺産分割が難航している場合はどうすればいいのか、過料はどのような手続でかされるのかなどについて、法務省の資料等をもとにQ&A形式で紹介する。

#### Q1

相続登記の申請義務化とは、その内容を踏まえ、登記簿上の所有者について相続が開始した時点で、登記簿上の所有者が相続人であることを登記官に申し出た上で、裁判所による過料通知を行う。

#### A

①相続(遺言も含む)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならない。

#### Q2

②遺産分割(相続人間の話し合い)で不動産を取得した場合も、別途、遺産分割が成立した日から3年以内

#### A

より前に相続した不動産も、相続登記しなければならない。

#### Q3

6年4月1日以前に相続した不動産は、いつまでに相続登記の申請をすればいいのか。

#### A

9年3月31日までに相続登記をする必要がある。

#### Q4

遺産分割協議がまとまらない場合は、不動産を相続してから3年以内

#### A

不動産を相続した場合は、必ずしも3年以内でなければならない。

#### Q5

相続人申告登記とは、相続登記の義務を履行するための簡易な方法として新設された制度で、登記簿上の所有者について相続が開始した時点で、①自らその相続人であることを登記官に申し出ること、

#### A

②自らその相続人であることを登記官に申し出た上で、裁判所による過料通知を行う。

#### Q6

過料がかされる場合の流

#### A

登記官が申請義務違反の事実を把握した場合、申請を把握した上で、裁判所による過料通知を行う。

#### Q7

登記官は、どのような場合に申請の催告をするのか。

#### A

相続人が不動産の取得を知った日がいつかを把握することは容易ではないため、次の①または②を端緒として、義務に違反したと認められる者があることを職務上知ったとき

#### Q8

どのような場合に「正当な理由」があると認められるのか。

#### A

「正当な理由」とは、①数次相続が発生して相続人が極めて多数に上り、かつ、戸籍関係書類等の収集や他の相続人の把握等に多くの時間を要する場合、②遺言の有効性等が争われている場合、③重病等である場合、④DV被害者等である場合、⑤経済的に困窮している場合。

## 第二次納税義務関係の事務運営指針を改正

### 事業を譲り受けた特殊関係者の判定時期

国税庁は2月22日、「第二次納税義務関係事務運営指針の制定について」の一部改正について(事務運営指針)を公表した。事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務(国税徴収法第38条)における事業を譲り受けた特殊関係者に係る見直しは、「事業を譲渡した時」について、改正

前回は、主たる納税者が個人である場合には事業譲渡の契約がされた時を、主たる納税者が法人である場合には事業譲渡についての株主総会等の特別決議等があった時をそれぞれいうとされていたが、改正後は、「事業を譲渡した時」の判定は、原則として、譲渡契約書

等において当事者が事業譲渡の効力発生時として定めた時によるとした。ただし、この判定に当たっては、事業の譲渡の意義を踏まえ、譲渡人が有機的体として営んでいた営業的活動を譲受人に受け継いだ点から、事業譲渡の有無の調査に当たり収集した資料、不動産登記簿等の公簿における所有権移転の登記年月日、取引先に対する事

要ない(自分が相続人であることが分かる戸籍謄本等を提出すればOK)。遺産分割がされた後にこれに基づく登記をする義務を相続人申告登記によって履行することはできない。

登記官が申請義務違反の事実を把握した場合、申請を把握した上で、裁判所による過料通知を行う。

相続人が不動産の取得を知った日がいつかを把握することは容易ではないため、次の①または②を端緒として、義務に違反したと認められる者があることを職務上知ったとき

どのような場合に「正当な理由」があると認められるのか。

## 令和5年 配偶者居住権の設定登記は19件増の911件

法務省が2月20日に公表した登記統計によると、配偶者居住権の令和5年通年(1~12月)の設定登記は前年比19件増の911件(個数は同2個減の920個)だった。同件数は通年での比較が可能な3年以降、おおむね900件前後で推移しており、年間900件程度が1年当たりの配偶者居住権の登記ニーズだといえる。

配偶者居住権は民法等の改正により創設され、令和2年4月に導入された。残された配偶者(例えば妻)が被相続人(残された配偶者が妻の場合は夫)の所有

する建物に居住していた場合で、一定の要件を満たすときに被相続人が亡くなった後も配偶者が賃料の負担なくその建物に住み続けることができる権利。残された配偶者は被相続人の遺言や相続人間の遺産分割協議等で配偶者居住権を取得することができる。税法上の取扱いには2年度法制改正で整備された。

配偶者居住権の設定登記は、配偶者居住権の成立要件ではないが、第三者に対抗するためには登記が必要で、居住建物の所有者は配偶者に配偶者居住権の登記を備えさせる義務を負う。

ひろしま銘菓


# 川通り餅

御菓子処 株式会社 亀屋

●本社/広島市東区光町一丁目二一十三  
 ●広島店/e-kyo広島店  
 082-261-4141(代)

082-261-4141

なみを超えろ



## 檜垣造船株式会社


代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25  
 TEL. 0898-41-9147(代)

東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10  
 TEL. 03-3553-8391(代)


URL <http://www.higaki.co.jp/>

躍進する井原グループ  
総合建設業



### 井原工業株式会社

代表取締役 井原 伸



### 三星道路株式会社

代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川  
 4-2-18  
 電話 (0896) 24-4435(代)

# 令和6年度 税制改正大綱 を読む

編集部編

## 消費課税①

インボイス制度関連の主な見直し項目(大綱の閣議決定後に国税庁が公表した情報を含む)。

▼仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

いわゆる自動販売機特例が適用される取引や回収特例が適用される取引(3万円未満の取引に限る)における帳簿の記載事項について、3万円未満の公共交通機関利用時などの取扱いと同様に、「住所又は所在地」の記載を不要とする取扱いを整備する(国税庁告示を改正予定)。

令和6年4月1日からの適用が見込まれているが、改正の趣旨を踏まえ、この取扱いの整備前においても、運用上、住所等の記載を求めないとしており、インボイス制度が実施された5年10月1日以降の取引について、帳簿に住所等を記載する必要はないとしている。また、今回の見直し後も引き続き帳簿に住所等を記載していたとしても問題ないとしている。

なお、自動販売機特例は、自動販売機による飲食料品の販売のほか、コインロッカーやコインランドリー等によるサービス、金融機関のATMによる手数料を対価とする入金・振込サービスのよう

《9》

## 自販機特例や回収特例が適用の取引(3万円未満)は住所等の記載が不要に

かを厳密に区分する事務負担を軽減する観点から、簡易課税制度を適用している課税期間を含む事業年度における継続適用を条件として、インボイス等の記載事項に基づき計算した金額の有無にかかわらず全ての課税仕入れについて、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減税率の対象となるものは108分の8)を乗じて算出した金額を仮払消費税等の額として経理をした場合にはその処理も認められるとした。2割特例制度の適用者も同様の経理が認められる。

この取扱いの適用を受ける場合、例えば、控除対象外消費税額等についても、支払対価の額に110分の10(同108分の8)を乗じて算出して仮払消費税等の額とした金額を基礎に計算する。

また、インボイス等の記載事項に基づき計算した金額がない課税仕入れについて、経過措置期間(5年10月1日から11年9月30日まで)においては、従前の仕入税額相当額の一定割合を課税仕入れに係る消費税額として仮払消費税等の額を

経理をすることになるが、段階的にシステムの改修を行うことによる事務負担に配慮する観点から、経過措置期間終了後の原則となる取扱いを先取りして、経過措置期間中にインボイス等の記載事項に基づき計算した金額がない課税仕入れについて消費税等の額に相当する金額を取引の

対価の額と区分して経理をしなかったときは、仮払消費税等の額はないものとして法人税の所得金額の計算を行うことも認められるとした。なお、この取扱いは、簡易課税制度や2割特例制度を適用していない事業者についても適用できる。

▼経過措置の適用除外  
インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、一のインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年またはその事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、同経過措置の適用を認めないこととする。6年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

かを厳密に区分する事務負担を軽減する観点から、簡易課税制度を適用している課税期間を含む事業年度における継続適用を条件として、インボイス等の記載事項に基づき計算した金額の有無にかかわらず全ての課税仕入れについて、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減税率の対象となるものは108分の8)を乗じて算出した金額を仮払消費税等の額として経理をした場合にはその処理も認められるとした。2割特例制度の適用者も同様の経理が認められる。

とみなす有怨措置があります。財産債務調査書を提出期限内に提出した場合は、調査記載の財産・債務に関して所得税等の申告漏れがあった場合における過少申告加算税等が5%軽減されます。一方で、提出期限後に提出した場合又は調査に記載すべき財産・債務の記載がない場合に、その財産・債務に関して所得税等の申告漏れが生じたときにおける過少申告加算税等は5%加重されます。

改正前は提出期限後の提出が、調査があったことにより更正又は決定等を予知してされたものでない場合は有怨措置が適用されましたが、令和6年1月1日以後に提出される財産債務調査書についてはその年分を問わず、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り有怨措置が適用されることとなりました。

2 国外財産調査との関係に留意  
その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、国外財産調査書の提出が必要です。財産債務調査書を提出する方が国外財産調査書を提出する場合には、その財産債務調査書には、国外財産調査に記載した国外財産に関する事項の記載は要しない(国外財産の価額を除く)こととされていますので留意が必要です。

いて、その価額の合計額が3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産(有価証券等)を有する場合

令和5年分以後は改正前の提出義務者のほか、その年の12月31日において、その価額の合計額が10億円以上の財産を有する方も提出義務者となります。

② 財産債務調査書の提出期限の後倒し  
改正前の提出期限は翌年の3月15日でしたが、令和5年分以後の提出期限は翌年の6月30日となりました。

③ 記載事項簡略化の拡充  
改正前は家庭用動産や事業用の未収入金などの一定の財産について100万円未満のものは記載を簡略化することができましたが、令和5年分以後は300万円未満のものについて簡略化することができるようになりました。また新たに、預入高が50万円未満の預貯金については、その預入高の記載を省略することができるようになりました。その場合、財産債務調査書の「所在」欄又は「備考」欄に口座番号を記載することになります。

④ 有怨措置の見直し  
財産債務調査書の提出については、一定の場合において、提出期限後に提出されたときに、提出期限内に提出されたもの

### 企業経営者・経理担当者が知っておきたい

## 重要な税務・実務のポイント

■BGU税法倶楽部 税理士 石橋 もと子

9

### 財産債務調査制度の見直し

財産債務調査制度は、一定以上の資産を保有する人に対し、財産や債務を記載した財産債務調査書の提出を義務付けることで、富裕層への所得税・相続税申告の適正性の確保を目的としています。この制度について改正が行われ、令和5年分から財産債務調査書の提出義務者の範囲が拡充されたため、令和4年分以前は提出義務者に該当しなかった方も改めて確認が必要です。そこで今回は、令和5年分以後の財産債務調査書について適用される改正点を中心に解説していきます。

#### 1 令和5年分以後の財産債務調査制度

① 財産債務調査書の提出義務者の拡充  
改正前の提出義務者は以下のi及びiiを満たす方のみでした。

- i 所得要件…その年分の退職所得を除く各種所得の金額の合計額が2,000万円を超える場合
- ii 財産要件…その年の12月31日にお

### 令和5年分から財産債務調査書の提出義務者が拡充 改正後は提出期限が翌年6月30日へと後倒しに

## 昭和木材株式会社

本社：旭川市2条通23丁目右1号  
旭川工場：製材・加工・乾燥 流通センター  
札幌支店・札幌工場：プレカット・2×4パネル  
東北支店・プレカット工場  
盛岡営業所  
仙台営業所  
青森事務所  
東京支店  
名古屋支店  
大阪支店  
西日本物流センター

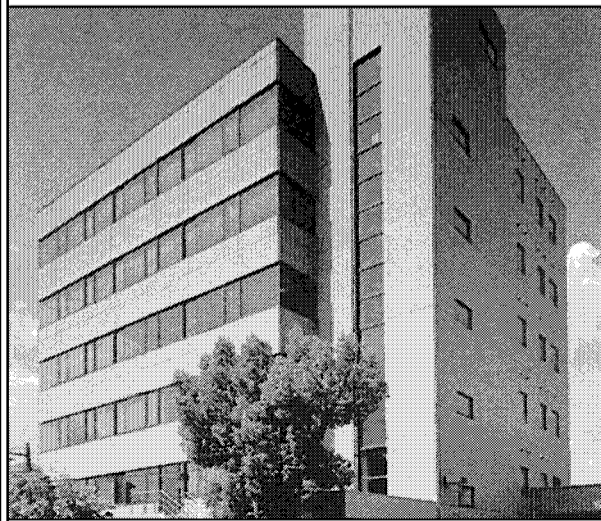
精麦・精米・倉庫業(精麦部)  
太平洋セメント株式会社特約店(建材部)  
出光興産特約販売店(石油部)  
アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)  
陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

## 阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号  
精麦部・白根工場  
石油部配送センター  
西加茂給油所  
加茂駅前給油所  
ガス部  
建材部  
自動車整備工場

ENEOS株式会社 特約店  
ENEOSグローブ株式会社



## 株式会社 武重商会

本社 上田市常田2丁目 電話 上田22-6111(代表)  
長野支社 長野市居町 電話 長野243-6100(代表)  
松本支社 松本市高富東1-30 電話 松本27-6111(代表)

# 裁決事例集

186

## 裁決のポイント

請求人が一括取得した土地及び建物の各資産について取得価額の算定方法が争われた事例で、審判所は建物の価値を増加させる改修工事が行われていた建物と一括取得した土地は、価値の増加が反映されていない固定資産税評価額の比ではなく、不動産鑑定評価における積算価格比によりあん分するのが合理的であると判断し、原処分を一部取り消した。

審査請求人が、売買により一括して取得した土地及び建物について、これらの売買代金の総額から路線価を算出して当該土地の売買代金相当額を差し引く方法によって算定した当該建物の売買代金相当額に基づき、法人税の減価償却費の額及び消費税の課税仕入れに係る支払対価の額を計算して確定申告をしたところ、原処分庁が、当該建物の売買代金相当額については、これらの売買代金の総額を当該土地及び建物の各々の固定資産税評価額の価額比であん分する方法によって算定すべきとして更正処分等をしたのに対し、請求人が、更正処分等の一部の取消しを求めた。国税不服審判所は、当該一部の土地・建物については「積算価格比によりあん分する方法」を、他の土地・建物については、「固定資産税評価額比あん分法」を用いるのが相当であるとして、原処分の一部を取り消した(公表裁決、令和5年6月21日付)。

## 事案の概要

請求人は、不動産の所有、賃貸及び管理業等を営む法人である。  
請求人は、簡易宿所の用に供する目的で、平成30年12月に「土地1」及び土地

## 価値が上がる改修工事を行った建物及び土地の取得価額算定は積算価格比であん分する方法が相当

編集部編

1上の建物(「建物1」といい、「土地1」と併せて「物件1」という)を売買により一括して取得した。

請求人は、令和元年5月に、簡易宿所の用に供する目的で、「土地2」及び土地2上の建物(「建物2」といい、「土地2」と併せて「物件2」という)を売買により一括して取得した。

請求人は、同日に簡易宿所の用に供する目的で、「土地3」及び土地3上の建物(「建物3」といい、「土地3」と併せて「物件3」という)を売買により一括して取得した。なお、物件1、2、3の売買契約上、土地1、2、3及び建物1、2、3の各々の売買金額並びに消費税等相当額は明らかではない。

請求人は、各事業年度の法人税などの確定申告書を法定申告期限までに提出した。

請求人は、各確定申告書を作成するに当たり、本件各建物の減価償却費の額及び各建物の取得に係る支払対価の額の計算上、各建物の売買代金相当額の算定に当たり、「差引法」(売買により一括して取得した土地及び建物を、その土地の面する路線に付されたその土地の取得年分の路線価にその土地の地積を乗じることによりその土地の売買代金相当額を算定した後、これを当該土地及び建物の売買代金の総額から差し引くことによりその建物の売買代金相当額を算定する方法)を用いた。

これに対し、原処分庁は、各建物の売買代金相当額の算定に当たっては、いずれも「固定資産税評価額比あん分法」(本件各物件の売買代金を各物件ごとに各土地及び各建物の取得年度の各々の固定資産税評価額の価額比であん分して各土地及び各建物の各々の売買代金相当額を算定する方法)を用いるべきとし、更正処分等を行った。

請求人は、再調査決定を経た後の更正処分等の一部に不服があるとして審査請求をした。  
争点は、各建物の減価償却費の額及び各建物の取得に係る支払対価の額の計算

上、各建物の売買代金相当額をどのように算定すべきか。

## 審判所の判断

請求人は、売買により一括取得した土地及び建物について、「差引法」により算出すべきである旨主張する。

しかしながら、差引法を用いて土地及び建物の売買代金相当額を区分した場合、土地の売買代金相当額に反映されるべき価額が反映されず、土地の売買代金相当額が客観的な価額に比して低額になる一方、当該価額が建物の売買代金相当額に転嫁され、建物の売買代金相当額が客観的な価額に比して高額になるという看過し難い不均衡が生じるから、差引法は合理的とは認められない。

一方、原処分庁は、当該土地及び建物の各売買代金相当額は、「固定資産税評価額比あん分法」により算出すべきである旨主張する。確かに、固定資産税評価額は、土地及び建物の価額比を推認する手がかりとして一般的な合理性を有するものであるから、固定資産税評価額比あん分法は、一般的には合理的な算定方法であると認められる。

しかしながら、建物2及び建物3には、時価を増加させると認められる改修工事が実施されていたにもかかわらず、当該建物の固定資産税評価額にはこれらの時価の増加が反映されていない。

他方、建物2、3及びこれとともに一括取得された土地について請求人が提出した不動産鑑定評価書における土地及び建物の積算価格の比は、土地及び建物の時価の価額比を推認する手がかりとして一定の合理性が認められる上、改修工事の実施を踏まえたものであり、固定資産税評価額比あん分法よりも「積算価格比によりあん分する方法」を用いることがより合理的であると認められる。

したがって、物件2及び物件3については、「積算価格比によりあん分する方法」を、物件1については、「固定資産税評価額比あん分法」を用いるのが相当である。

## 注目の二冊

Q&A 241問  
相続税小規模宅地等の特例  
(令和6年版)

松岡 章夫 / 山岡 美樹 共著

相続税の実務では頻出の小規模宅地等の特例は、適用要件が複雑で適用の可否が納税額に大きな影響を与える。

本書では、近年、多様化する居住形態・所有区分などをパターン別に分け、241問のQ&Aにより、本特例の適用可否について分かりやすく解説。

今版では、身近にある新たな事例を追加するとともに、昨今の相続税・贈与税関係の改正、登記に関する情報、最新の判例裁決を盛り込んで改訂した。

具体的には、頻出事例から応用事例までをパターン別に分けて解説しているほか、二次相続を視野に入れた本特例の使い方について具体的な計算例を用いて検証。また、生前贈与加算・精算課税の基礎控除の創設・マンション評価・相続登記などの改正内容を分かりやすくコンパクトに解説し、さらに、適用の可否について判断の一助となるよう参考となる裁判例を掲載した。

「制度のあらまし」や「小規模宅地等の特例の相続税額への影響」を含む全4章で構成している。

A5判、768ページ。定価3300円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-38829-1414、FAX03-38829-4001)。



**Kihara**  
Electric Appliance & Systems

## 木原興業株式会社

本社  
岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701  
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店  
大阪市・今治市

## 5種類の自然生薬が効く。

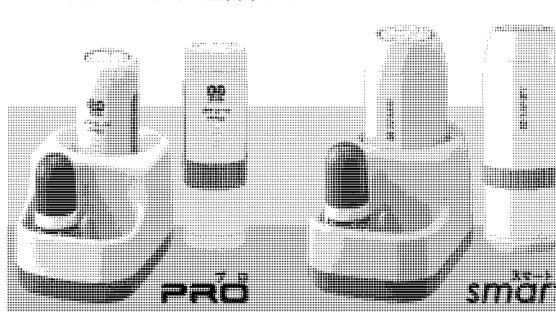
体内リズムを本来の状態に整え、体内年齢ケア。



松田医薬品株式会社  
TEL:088-862-1666 FAX:088-862-1770

## プチ・コール PRO・smart

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!



プチコール SMART24  
プチコール PRO15  
電子申告済  
28.12.28  
山本

サンビー株式会社  
〒543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町13番10号  
ホームページアドレス https://www.sanby.co.jp



# 年収の壁が動いた！ 企業を支援する キャリアアップ助成金

■ 特定社会保険労務士 笹野 純子

9

今回は、「社会保険適用時処遇改善コース」での対象労働者について説明します。

「手当等支給メニュー」、「労働時間延長メニュー」、「併用メニュー」の各取組みにより、新たに社会保険の被保険者要件を満たし、社会保険の適用を受けることとなった労働者のうち、次のいずれの要件にも該当する労働者が対象です。

①週所定労働時間を延長した日、又は新たに社会保険の被保険者とした日の、いずれか早い方の日の前日から起算して、6か月前の日から継続して、雇用されている者であること。

②社会保険の適用日の前日から起算して過去6か月間、社会保険の適用要件を満たしていなかった者であって、かつ事業所において過去2年以内に社会保険に加入していなかった者であること。

③各取組みを行った事業所の事業主、又は取締役の3

## 各メニュー取組みで新たに社保適用となった一定要件該当者

### 「社保適用時処遇改善コース」の対象労働者

親等以内の親族以外の者であること。

④支給申請日において離職（本人の都合による離職、及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が困難となったこと、又は本人の責めに帰すべき理由による解雇を除く。）していない者であること。

雇用保険の被保険者とならない自営業者や個人事業主、フリーランスは支給対象労働者となりません。

キャリアアップ助成金には、いくつかのコースがありますが、各コースによって、対象労働者が異なりますので注意が必要です。

支給申請時には、対象労働者の労働条件明示書や賃金台帳、出勤簿、就業規則などの添付書類が必要です。少し話が逸れますが、令和6年4月からは、労働条件明示のルールが改正される予定です。労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されますので、厚生労働省のHP等で確認すると良いでしょう。

助成金を受給するに当たっては、労働保険料の滞納、労働法令の違反を行った事業主、支給申請日又は支給決定日に倒産しているなどの事業主は、この助成金を受給することはできません。

ここまで説明しました106万円の壁に対応するキャリアアップ助成金の「社会保険適用時処遇改善コース」は、令和8年3月31日までに、新たに社会保険に適用させた場合に限り助成するものとなります。

「国ですか……」一言言いかけて王先生は目を閉じ、言葉を飲み込んだ。しばしの沈黙の後、ようやく先生は視線を和田に移し、問いかけた。

「国とは何でしょうか。国と言う単位に、私は懐疑的です。好きでもありません。人が勝手に作った区分け。地球のどこに、国境などという線があるのでしょうか。人は、何らかの理由付けをして、集団を作る。その利益集団が大きくなったものが国でしょうか。人種、民族、言語、宗教、イデオロギー、王、独裁者……。国と言う単位は、人為の利益集団、自分たちの利益を守る、最大化するためのグループ。人が作った勝手な単位です」



「国についての質問でした。2100年の世界ではまだ国という単位は残っています。国という単位、国境がなくなるのはさらに1000年かかるのでしょうか。ただし、遠い未来になるかもしれません。地球人がいるだけで、国単位の争いも差別も格差もない、平和で平穏な時代がくると思います。いや、そうなると思いません」

「2100年の世界は平和ですか。戦争は繰り返されましたか。地球環境の問題、格差問題は解決されましたか」

「和田の質問に、王先生は丁寧に答えました。そして、和田は、一番聞きかたかったことを尋ねる。「国は今もありますか」

「和田さん、国とはどのように成立したか。歴史を見てください。特定の人々、グループの力の衝突、殺し合いの結果、勝ち残ったグループが今の国でしょう。中国も、英国、フランス、ドイツ、ロシア、米国、そして日本もそうです。力を持ったグループが支配を広げ、領域を広げ、今の国になった。勝ったものは正義や正当性を伝え、破れ、消えたグループは悪者としての汚名を付けられる。そういうものでしょう」

「2100年の世界を求めた1000年。好奇心は高まった。未来の世界、地球はどうなっているのか、和田は王先生に質問を繰り返した。

考えたこともない王先生の返答に和田は当惑し、反応しなかった。さらに王先生が言葉を続ける。

確かに、歴史を振り返るとき、国とは何だろうか、和田も思った。しかし、和田は黙ったままでいた。和田が話に応じてこないことを感じたのか、王先生は、和田の質問に話を戻した。



「国についてはまだ国という単位は残っています。国という単位、国境がなくなるのはさらに1000年かかるのでしょうか。ただし、遠い未来になるかもしれません。地球人がいるだけで、国単位の争いも差別も格差もない、平和で平穏な時代がくると思います。いや、そうなると思いません」

「地球人ですか。理想はそうでしょうか、どうしてそんな日々が来るのでしょうか」

「いずれ、人類は皆家族の一員になります。そして、地球人として互いを認め、大切に、喜びも悲しみも共有するように。もう命や財産の取り合いは必要としないことになる。時間はかかりますが、遠い未来、そうなるのです」



太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。A B Cのマスに数字を埋めてください。並べると2021年度国税専門官採用試験による採用者数になります。

答え = , , ,  人

予想難易度：7

8	7			2	9	6		
				4	8	1	2	9
9		2		3				4
		A			B		8	
				1				D
C	6							
3				8		2		1
1	2	9	3	5				
		8	2	9			5	6

**応募方法**  
正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。  
✉ quiz@zaikyo.or.jp  
当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。  
＜締め切り＞3月11日(月)  
前回の答え   %

# いちい信用金庫

本店／一宮市若竹3丁目2番2号  
TEL (0586) 75-6201  
<https://www.shinkin.co.jp/ichii/>

# UCF 税務の申告と相談は 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州  
税理士 倉田 一寿  
行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地  
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176  
福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312  
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245  
小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100  
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

# 各地でスマホ申告などをPR

## 高校生が書道作品を寄贈

二戸署



岩手県立福岡高校書道部の8人がこのほど、二戸税務署(千葉隆史署長)を訪れ、スマホ申告PR用書道作品を寄贈した。同署は、歴史があり数々の賞を受賞している。

同校書道部に、スマホ申告をPRする書道作品の制作を依頼。部員たちはその依頼に真摯に向き合い、日頃の活動の成果を生かした迫力ある作品を完成させた。完成した作品は、縦1・5尺、横3尺の大作だ。

部長の小笠原夏凛さんは、「この機会をいただき、まず、国税庁の税に関する情報をみんなでも市長することに、税への理解を深めました。フリーズについてもみんなで考え、たくさんの方の目に留まるよう大きな文字で書くこと、『確定申告』などの重要な言

葉は、色を変えるなどの工夫をしました」と語った。千葉署長は、「高校生の皆さんの思いを込めた素晴らしい作品を制作いただき、本当にありがとうございます。税務署では、スマートフォンに

よる確定申告を推進しており、この作品によってより多くの皆さんの利用につなげていきたい」と期待を話していた。作品は、先月2日から二戸駅コンコースに展示されている。

手は「確定申告は難しいイメージがあったが、スマホで申告できることに驚いた。印象が変わった」と感想を語り、井上選手は「初めてキャッシュレス納付を経験したが、早くスマホで申告しようと思う」とe-Taxの利便性をPRした。

「事業者の業務のデジタル化の促進」に官民が連携・協力して取り組む旨の宣言を行った。

贈呈式では、岡田署長や市田会長らがアイスボックスのセルジオ越後シニアディレクター

「事業者の業務のデジタル化の促進」に官民が連携・協力して取り組む旨の宣言を行った。

「確定申告書の作成体験イベントを実施した」写真

吉野選手は、職員のアドバイスを受けながら用意されたスマートフォンでe-Taxを体験し、「リフティンクより簡単ですね」と感想を述べた。当日は今季一番の寒気により大雪となったが、吉野選手は「大雪でも自宅で確定申告ができ安心・安全ですね」と降雪地ならではの利便性をPRした。

## 税の絵はがきの表彰式

東法連女連協 富山東京局長らが出席

一般社団法人東京法人会連合会女性部会連絡協議会(水野珠貴会長)は2月26日、都内のホテルで令和5年度の税に関する絵はがきコンクール表彰式を開催した。式には富山一成東京国税局長、小池百合子都知事ら多数の来賓が出席した。

同コンクールは、東京都内の小学生を対象に租税教室などを通じて、児童に税の大切さ

いるもの。今年度は2万7000を超える作品の応募があった。選考の結果、全法連女連協会会長(東京国税局長賞)1点、東法連女連協会会長賞(東京都知事賞)1点、優秀賞5点(5点のうち最優秀作品1点が東京都主税局長賞)が選ばれ、それぞれの受賞者に賞状等が贈呈された。

野村さんは、実際のレシートや通帳を高速スキャナーに読み込ませ、AIによる自動会計処理を体験した。

同宣言式では、大阪国税局の菅哲矢総務部長、近畿経済産業局

「確定申告書の作成体験イベントを実施した」写真

「事業者の業務のデジタル化の促進」に官民が連携・協力して取り組む旨の宣言を行った。

贈呈式では、岡田署長や市田会長らがアイスボックスのセルジオ越後シニアディレクター

「事業者の業務のデジタル化の促進」に官民が連携・協力して取り組む旨の宣言を行った。

「確定申告書の作成体験イベントを実施した」写真

吉野選手は、職員のアドバイスを受けながら用意されたスマートフォンでe-Taxを体験し、「リフティンクより簡単ですね」と感想を述べた。当日は今季一番の寒気により大雪となったが、吉野選手は「大雪でも自宅で確定申告ができ安心・安全ですね」と降雪地ならではの利便性をPRした。

プロバスケットボールチーム「佐賀バルーンズ」の山下泰弘選手と、井上諒汰選手がこのほど、佐賀市の佐賀税務署で「一日広報大使」に任命され、スマートフォンを使った

プロバスケットボールチーム「佐賀バルーンズ」の山下泰弘選手と、井上諒汰選手がこのほど、佐賀市の佐賀税務署で「一日広報大使」に任命され、スマートフォンを使った

「確定申告書の作成体験イベントを実施した」写真

「事業者の業務のデジタル化の促進」に官民が連携・協力して取り組む旨の宣言を行った。

贈呈式では、岡田署長や市田会長らがアイスボックスのセルジオ越後シニアディレクター

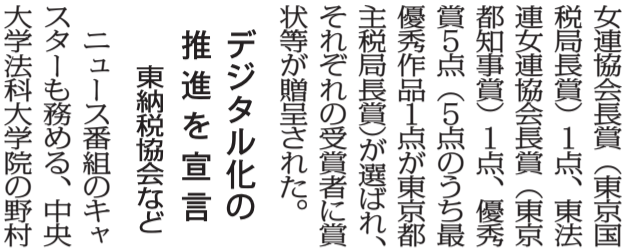
「事業者の業務のデジタル化の促進」に官民が連携・協力して取り組む旨の宣言を行った。

贈呈式では、岡田署長や市田会長らがアイスボックスのセルジオ越後シニアディレクター

「事業者の業務のデジタル化の促進」に官民が連携・協力して取り組む旨の宣言を行った。

「確定申告書の作成体験イベントを実施した」写真

吉野選手は、職員のアドバイスを受けながら用意されたスマートフォンでe-Taxを体験し、「リフティンクより簡単ですね」と感想を述べた。当日は今季一番の寒気により大雪となったが、吉野選手は「大雪でも自宅で確定申告ができ安心・安全ですね」と降雪地ならではの利便性をPRした。



野村さんは、実際のレシートや通帳を高速スキャナーに読み込ませ、AIによる自動会計処理を体験した。

同宣言式では、大阪国税局の菅哲矢総務部長、近畿経済産業局

「事業者の業務のデジタル化の促進」に官民が連携・協力して取り組む旨の宣言を行った。

贈呈式では、岡田署長や市田会長らがアイスボックスのセルジオ越後シニアディレクター

「事業者の業務のデジタル化の促進」に官民が連携・協力して取り組む旨の宣言を行った。

贈呈式では、岡田署長や市田会長らがアイスボックスのセルジオ越後シニアディレクター

「事業者の業務のデジタル化の促進」に官民が連携・協力して取り組む旨の宣言を行った。

「確定申告書の作成体験イベントを実施した」写真

プロバスケットボールチーム「佐賀バルーンズ」の山下泰弘選手と、井上諒汰選手がこのほど、佐賀市の佐賀税務署で「一日広報大使」に任命され、スマートフォンを使った

プロバスケットボールチーム「佐賀バルーンズ」の山下泰弘選手と、井上諒汰選手がこのほど、佐賀市の佐賀税務署で「一日広報大使」に任命され、スマートフォンを使った

「確定申告書の作成体験イベントを実施した」写真

「事業者の業務のデジタル化の促進」に官民が連携・協力して取り組む旨の宣言を行った。

贈呈式では、岡田署長や市田会長らがアイスボックスのセルジオ越後シニアディレクター

「事業者の業務のデジタル化の促進」に官民が連携・協力して取り組む旨の宣言を行った。

贈呈式では、岡田署長や市田会長らがアイスボックスのセルジオ越後シニアディレクター

「事業者の業務のデジタル化の促進」に官民が連携・協力して取り組む旨の宣言を行った。

「確定申告書の作成体験イベントを実施した」写真

「事業者の業務のデジタル化の促進」に官民が連携・協力して取り組む旨の宣言を行った。

贈呈式では、岡田署長や市田会長らがアイスボックスのセルジオ越後シニアディレクター

「事業者の業務のデジタル化の促進」に官民が連携・協力して取り組む旨の宣言を行った。

贈呈式では、岡田署長や市田会長らがアイスボックスのセルジオ越後シニアディレクター

「事業者の業務のデジタル化の促進」に官民が連携・協力して取り組む旨の宣言を行った。

贈呈式では、岡田署長や市田会長らがアイスボックスのセルジオ越後シニアディレクター

「事業者の業務のデジタル化の促進」に官民が連携・協力して取り組む旨の宣言を行った。

「確定申告書の作成体験イベントを実施した」写真

吉野選手は、職員のアドバイスを受けながら用意されたスマートフォンでe-Taxを体験し、「リフティンクより簡単ですね」と感想を述べた。当日は今季一番の寒気により大雪となったが、吉野選手は「大雪でも自宅で確定申告ができ安心・安全ですね」と降雪地ならではの利便性をPRした。

小麦本来のおいしさ。

Pasco 超熟

Best New Machine

最高の新戦力。

どんどん三洋号が、面白くなる。

SANYO

本社：名古屋市千種区今池3-9-21  
TEL (052) 733-3401

MY WILL

SUSTAINABLE & TECHNOLOGY

地球環境に配慮した素材とテクノロジーで持続可能な未来へライフスタイル提案商社

TOYOSHIMA

豊島株式会社

www.toyoshima.co.jp